政令番号203 ジフェニルアミン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」 (平成30年度) $(E+n l \times 10^n 、 例えばE+3 l \times 1000の意味です。)$

都道		排出量/使用量(kg/年)							
府県コート	都道府県名	裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤· 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道	3.0E-1							0.3
2	青森県	6.5E-2							0.1
3	岩手県	1.5E-1							0.2
4	宮城県	2.4E-1							0.2
5	秋田県	1.2E-1							0.1
6	山形県	1.8E-1							0.2
7	福島県	5.0E-1							0.5
8	茨城県	9.7E-1							1.0
9	栃木県	8.0E-1							0.8
10	群馬県	6.1E-1							0.6
11	埼玉県	3.0E+0						1.7E+0	4.7
12	千葉県	1.2E+0							1.2
13	東京都	4.4E+0							4.4
14	神奈川県	9.7E-1							1.0
15	新潟県	2.4E-1							0.2
16	富山県	1.6E-1							0.2
17	石川県	2.3E-1							0.2
	福井県	1.1E-1							0.1
	山梨県	2.0E-1							0.2
20	長野県	3.0E-1							0.3
	岐阜県	1.1E+0							1.1
-	静岡県	1.2E+0							1.2
	愛知県	2.9E+0							2.9
24	三重県	7.2E-1							0.7
	滋賀県	2.0E-1							0.2
	京都府	1.8E-1							0.2
-	大阪府	4.2E+0							4.2
	兵庫県	3.4E+0							3.4
	奈良県	6.6E-1							0.7
	和歌山県	1.4E-1							0.1
	鳥取県	7.2E-2							0.1
	島根県	9.1E-2							0.1
	岡山県	6.5E-1							0.7
_	広島県	6.7E-1							0.7
	山口県	2.4E-1							0.7
-	徳島県	1.4E-1							0.2
	香川県	1.4E-1							0.1
	愛媛県	1.2E-1							0.1
	高知県	6.5E-3							0.1
	福岡県	6.3E-3							0.6
		1.2E-1							
	佐賀県 - 上崎県	4.6E-2							0.1
	長崎県								0.0
	熊本県	1.3E-1							0.1
	大分県	1.4E-1							0.1
	宮崎県	9.1E-2							0.1
	鹿児島県	4.6E-2							0.0
47	沖縄県	4.6E-2						, <u></u> -	0.0
<u> </u>	全国	3.3E+1						1.7E+0	34.5